	再生可能エネルギー発電設備の区分等	調達価格	調達期間
一	出力が十キロワット未満のもの（次号に掲げるものを除く。）	三十三円	十年間
二	出力が十キロワット未満のもの（当該設備の設置場所を含む一の需要場所に電気を供給する自家発電設備等とともに設置され、当該自家発電設備等により供給される電気が電気事業者に対する再生可能エネルギー電気の供給量に影響を与えているものに限る。）	二十七円	十年間
三	出力が十キロワット以上のもの	二十九円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間

備考

イ　調達価格の欄に掲げる価格は、一キロワット時当たりのものとし、第一号及び第二号の調達価格の欄に掲げる価格は消費税及び地方消費税の額に相当する額を含むものとする。

ロ　調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。

ハ　その出力が十キロワット以上のものについて、当該設備に係る接続契約が平成二十八年八月一日以降に締結された場合であって、当該設備に係る供給開始日が運転開始期限日より後の日である場合には、当該設備に係る調達期間は、調達期間の欄に掲げる期間から当該運転開始期限日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。

ニ　自家発電設備等については、リレー装置が設置されている等自家発電設備等から発電又は放電された電気が配電線に逆流しない措置が講じられているものに限る。

ホ　複数太陽光発電設備設置事業を営む者が旧認定を受けた場合については、当該者が用いる当該設備は第三号の再生可能エネルギー発電設備の区分等に掲げる設備とみなす。

ヘ　複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される調達価格は、当該複数設備に適用される調達価格のうち、最も調達価格の低いものを適用するものとし、調達期間もこれに従う。

ト　太陽光発電設備に係る指定電気事業者からの求めに応じ、出力の抑制を行うために必要な機器の設置等の措置を講ずる場合は、第一号及び第二号の調達価格の欄に掲げる価格に二円を加えた額とする。

5　次に掲げる日のうちいずれか遅い日（以下この項において「価格決定日」という。）が平成二十七年七月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備に係る調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び価格決定日が属する期間の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格及び同表の調達期間の欄に掲げる期間とする。

一　当該設備に係る旧特定供給者による接続契約の締結の日（当該契約に係る旧特定供給者の責に帰すべき事由によらず、当該契約の申込みの内容を記載した書面の当該契約に係る一般送配電事業者等による受領の日の翌日から起算して二百七十日を経過した日までに当該契約の締結に至らない場合にあっては、当該経過した日）

二　旧太陽電池等変更認定（平成二十八年八月一日以降に当該設備に係る接続契約を締結する者が行う変更にあっては、当該設備の出力の変更（出力を減少させる変更である場合又は次の表第一号若しくは第二号に掲げる設備について出力を増加させる変更であってその出力の増加後も引き続きその出力が十キロワット以上となるものでない場合を除く。）の認定に限る。）の日

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	価格決定日が属する期間	調達価格	調達期間
一	出力が十キロワット未満のもの（次号に掲げるものを除く。）	平成二十七年七月一日から平成二十八年三月三十一日まで	三十三円	十年間
		平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	三十一円	
二	出力が十キロワット未満のもの（当該設備の設置場所を含む一の需要場所に電気を供給する自家発電設備等とともに設置され、当該自家発電設備等により供給される電気が電気事業者に対する再生可能エネルギー電気の供給量に影響を与えているものに限る。）	平成二十七年七月一日から平成二十八年三月三十一日まで	二十七円	十年間
		平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	二十五円	
三	出力が十キロワット以上のもの	平成二十七年七月一日から平成二十八年三月三十一日まで	二十七円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
		平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	二十四円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	

備考　前項の表中の「備考」に同じ。

6　次に掲げる日のうちいずれか遅い日（以下この項において「価格決定日」という。）が平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット未満のものに係る調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び価格決定日が属する期間の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格及び同表の調達期間の欄に掲げる期間とする。

一　法第九条第三項の認定（改正法附則第四条第一項、第五条第三項又は第六条第三項の規定により法第九条第三項の認定を受けたものとみなされる場合を除く。以下同じ。）の日

二　法第十条第一項の変更の認定（次に掲げる変更の認定に限る。）の日

イ　当該設備に係る調達期間の起算日前の変更の認定（当該設備の出力の変更（出力を減少させる変更である場合、出力を増加させる変更であってその出力の増加後も引き続きその出力が十キロワット以上となるものでない場合又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合を除く。）の認定に限る。）

ロ　当該設備に係る調達期間の起算日以後の変更の認定（当該設備の出力の変更（出力を減少させる変更である場合又は出力を増加させる変更であってその出力の増加後も引き続きその出力が十キロワット以上となるものでない場合を除く。）の認定に限る。）

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	価格決定日が属する期間	調達価格	調達期間
一	出力が十キロワット未満のもの（次号に掲げるものを除く。）	平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	二十八円	十年間